

要 旨 紹 介

本研究では二つの調査を実施した。第一は、各刑事施設を対象とする知的障害を有する受刑者に対する処遇概況等に関する調査（**処遇概況等調査**）（本報告書中の第2章第2節に相当）、第二は、知的障害を有する受刑者を対象とする実態に関する調査（**知的障害受刑者調査**）（本報告書中の第2章第3節に相当）である。そして、英国とニュージーランドにおける知的障害を有する犯罪者に関する先進的な取組内容を踏まえ、上記二つの調査結果を総括して、分析・考察、課題・展望及び今後の研究の課題を述べた（本報告書中の第4章に相当）。

1 調査の目的・方法

（1）目的

刑事施設に在所している知的障害を有する又はその疑いのある受刑者の実態を明らかにするとともに、これらの者に対する各施設における処遇の実情等について把握することを目的とした。

（2）方法

- 処遇概況等調査と知的障害受刑者調査の二つの特別調査を実施。
- 2種類の調査票を、全国77か所の刑務所及び少年刑務所（調査対象施設）に送付し、各施設の職員が、調査票にデータを入力する形で実施。
- 「知的障害を有する（受刑）者」及び「知的障害の疑いのある（受刑）者」を、以下のとおり定義。なお、両者をまとめて「知的障害受刑者」という。

知的障害を有する（受刑）者

各刑事施設において知的障害を有すると診断された者（矯正統計上の精神状況についての分類が「知的障害」とされた者と同義）

知的障害の疑いのある（受刑）者

各刑事施設において、CAPAS能力検査等によって、知的障害の精査が必要と判定された者のうち、その後の精査によって知的障害の可能性が高いが、医師による確定診断や発症時期の証明等が未了のため、知的障害の認定に至っていない者

2 処遇概況等調査の結果

（1）調査対象施設等

- 調査時点（平成24年12月11日から25年1月末日）における各施設の処遇概況等について調査を実施。

○調査対象施設（77 庁）の特性別の内訳

- ・収容する受刑者の性別：男子施設 64 庁，女子施設 7 庁，男女施設 6 庁
- ・犯罪傾向の進度等による収容区分：A 指標の者を収容する施設 27 庁，B 指標の者を収容する施設 37 庁，W 指標の者を収容する施設 7 庁，医療刑務所 4 庁，その他（A 指標の者・B 指標の者いずれも収容する混合施設）2 庁

（2）基本データ

ア 調査対象施設における知的障害受刑者の人員・比率（平成 24 年末現在）

○人員 1,274 人

【第 1 表参照】

- 内訳
- ・知的障害を有する者 774 人，知的障害の疑いのある者 500 人
 - ・男子 1,207 人，女子 67 人

○調査対象施設に収容されている受刑者総数に占める比率

2.4%（誤差範囲は、2.3≤r≤2.6）

○一施設当たりの平均人員 16.5 人 50 人を超える施設 5 庁

○世界 6 か国・地域を対象とする 10 調査との比較では、我が国の知的障害受刑者の比率は、他国・地域と大きく異なる。

第 1 表 知的障害受刑者の人員

（平成 24 年 12 月 31 日現在）

区分	総 数	男 子	女 子
調査対象施設における受刑者総数（A）	56,039	51,671	4,368
F 指標 人員（B）	2,138	1,900	238
処遇調査未了等により 知的障害の判定不能の人員（C）	1,320	1,235	85
知的障害受刑者 人員（D）	1,274	1,207	67
比率（%）	2.4 (2.3-2.6)	2.5 (2.3-2.6)	1.7 (1.3-2.0)
知的障害を人員（D'） 有する者 比率（%）	774 1.5 (1.4-1.6)	735 1.5 (1.4-1.6)	39 1.0 (0.6-1.4)
知的障害の疑いのある者 人員	500	472	28

注 2-2-1-1 表参照。

イ 調査対象施設における療育手帳所持者の人員・比率（平成 24 年末現在）

○人員 351 人（男子 318 人，女子 33 人）

○比率 受刑者総数の 0.7%（男子 0.7%，女子 0.8%）

知的障害受刑者人員の 27.6%（男子 26.3%，女子 49.3%）

○一施設当たりの平均人員 4.6 人 15 人を超える施設 2 庁

ウ 調査対象施設における特別調整対象者の出所状況等 【第 2 表参照】

○特別調整対象者の出所人員（平成 21 年 4 月 1 日から 24 年末までの累計）

- ・総数 1,124 人
 - 一施設当たりの平均人員 15.0 人
 - ・うち、知的障害受刑者 320 人（平成 23 年に大幅増加）
 - 一施設当たりの平均人員 4.3 人 15 人を超える施設 3 庁
- 知的障害受刑者の仮釈放率（平成 24 年） 44.2% うち特別調整対象者 8.2%

第 2 表 特別調整対象者の出所人員

① 特別調整対象者 (平成21年4月1日～24年12月31日の累計)

区分	人員
特別調整対象者の出所人員総数	1,124
うち、知的障害受刑者	320 (28.5)

② 知的障害受刑者の出所事由別 (平成22年～24年)

区分	総数	出所事由		
		仮釈放	満期釈放	その他
知的障害受刑者の出所人員総数	22 年	316	126	173
	23 年	379	145	221
	24 年	463	196	247
うち、特別調整対象者	22 年	49 (15.5)	6	40
	23 年	121 (31.9)	17	98
	24 年	143 (30.9)	11	123

注 2-2-1-7表参照。

(3) 処遇の実情

ア 知的障害受刑者の居室配置

何らかの配慮をしている 47 庁 (61.0%)

イ 作業・職業訓練

○作業について、作業内容や本人の能力・適性を考慮して指定 52 庁 (67.5%)

○専用の工場等あり 5 庁

○知的障害者向け職業訓練を実施 5 庁

ウ 障害を配慮した教育・指導

○知的障害者用の配布資料や教材等を使用 10 庁 (13.0%)

○補習教育を実施 29 庁 (37.7%)

○再犯防止等の指導について、障害を考慮したプログラムを実施 8 庁 (10.4%)

(4) 生活環境の調整の実情

ア 特別調整における課題

○問題がある 32 庁 (41.6%)

○問題の内容は、「刑事施設の体制等の問題」、「関係機関の問題」、「制度自体の問題」、

「受刑者本人の問題」に大別。

イ 特別調整を希望しない者について希望しない原因

○本人の理解力、判断力等によるもの

○自己の障害を受容できないことによるもの

○釈放後の生活が制約・拘束されることを嫌って拒否することによるもの

3 知的障害受刑者調査の結果

(1) 調査対象者

平成24年1月1日から同年9月30日までに処遇施設に入所した知的障害受刑者548人
(知的障害を有する者296人・知的障害の疑いのある者252人)

(2) 入所受刑者総数と対比した知的障害受刑者の特徴

○年齢：平均年齢に差は認められないが、年齢層で見ると、若年層（29歳以下）及び中高年層（50歳以上）の構成比が高い。

○罪名・犯行の手口：窃盗、強制わいせつ・同致死傷、放火及び殺人の構成比が高い。また成人検挙人員総数と対比すると、窃盗（侵入盗）、詐欺（無錢飲食）の比率が高い。

○刑期：1年以下の比較的短期刑の者の構成比が低い。

○入所度数：平均入所度数は、調査対象者3.8度・入所受刑者総数3.1度で、両者の間に有意差が認められ、また、入所度数別では、5度以上の多数回受刑者の構成比が高い。これを年齢層別に見ると、65歳以上のうち入所度数5度以上の者は68.5%（入所受刑者総数は43.9%）。

○処分歴：保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致の各保護処分歴及び保護観察付執行猶予の刑事処分歴がある者の構成比が高い。

○処遇指標：B指標の構成比が高い。

○住居：刑事施設入所前に住居不定であった者の構成比が高い。

○配偶状況：未婚の構成比が高い。

○就労状況：刑事施設入所前に無職であった者の構成比が高い。なお、就労により自ら収入を得ていた者は4分の1以下であり、収入がなかった者も2割強いる。

○教育歴：不就学・中学校未了、中学校卒業といった、義務教育段階でとどまった又は義務教育未了の者の構成比が高い。

(3) 心身状況に関する特徴

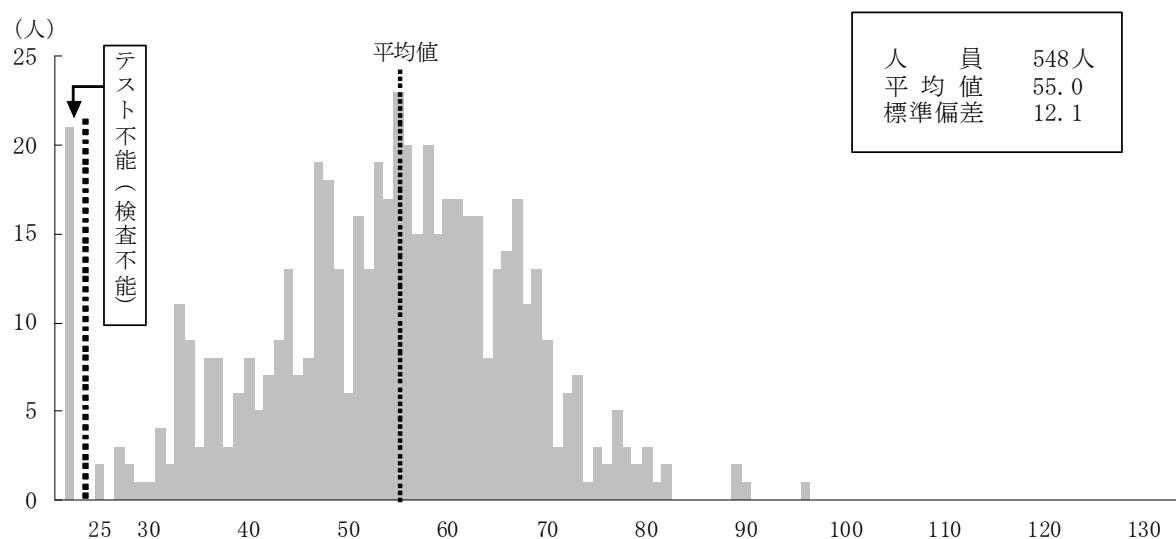
ア CAPAS能力検査値、個別知能検査IQ 【第3図・第4図参照】

○CAPAS能力検査値について、調査対象者の平均値は55.0、テスト不能（検査不能）の者は21人。年齢が上がるにつれて、CAPAS能力検査値は下がる傾向が認められた。

○個別知能検査 IQについて、調査対象者の平均値は 57.6。知的障害の水準で見ると、軽度が 77.9%，中度が 15.5%，重度及び最重度はいなかつた。

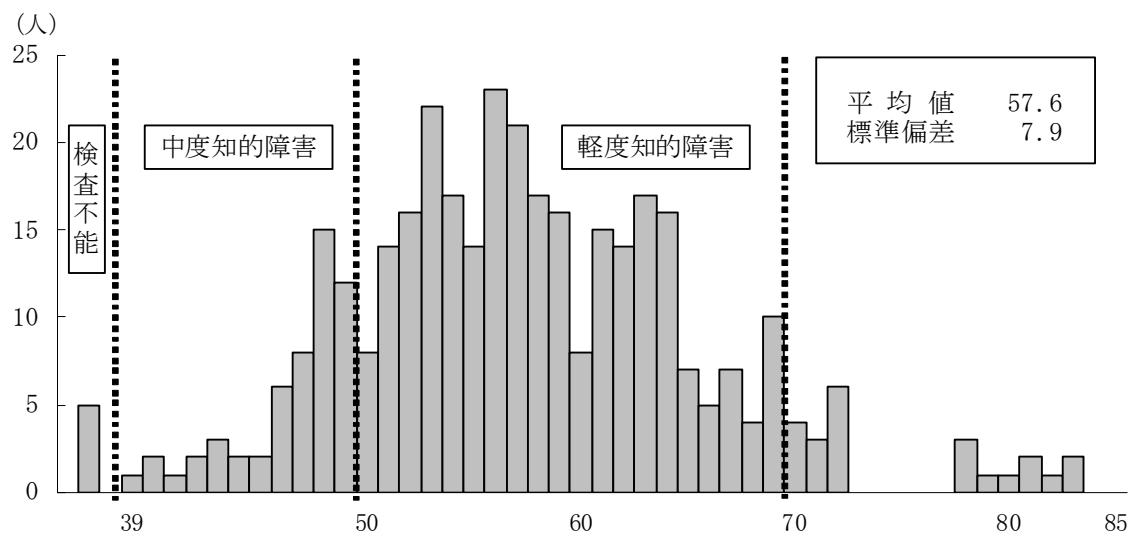
○両検査の数値を年齢で見ると、若年層では CAPAS 能力検査値の方が高い者が多く、高齢者では、個別知能検査 IQ の方が高い者が多いという傾向が認められた。

第3図 CAPAS能力検査値の分布



注 2-3-4-1図参照。

第4図 個別知能検査IQの分布



注 2-3-4-5図参照。

イ その他の特徴

○知的障害以外の精神障害や、身体障害・疾患を有する者も少なからずいる。

○療育手帳を所持している者は、知的障害の確定診断を受けた者であっても、半数に達していない。

○特別支援教育を受けたことがある者は約40%に過ぎない。

(4) 再入者に関する特徴

ア 再犯期間 【第5図参照】

○平均 838.0日 (約2年3月)

○再犯期間1年未満の者 52.2%

○入所受刑者総数と比べて、再犯期間が短い者の構成比が高い。

第5図 再入者 再犯期間別 (入所受刑者総数との対比)



注 2-3-5-3図参照。

イ 再犯期間の長短に関連する要因

○年齢層：「30～39歳」と比べて、「29歳以下」の若年者及び「65歳以上」の高齢者

の方が短い。

○入所度数：「2度」と比べて「5度以上」の多数回受刑者の方が短い。

○罪名別：放火、殺人と比べて、特に窃盗及び傷害の方が短い。

○犯行の手口・態様別：「放火(不満発散目的)」と比べて、「性犯罪(13歳未満対象)」、

「窃盗(万引き)」、「窃盗(侵入盗)」及び「性犯罪(その他)」の方が短い。

○配偶状況別：「離別・死別、有配偶」と比べて「未婚」の方が短い。

○教育歴別：「中学校卒業以上」と比べて「中学校未了」の方が短い。

○暴力団加入歴別：「現役組員・周辺者」と比べて「なし」の方が短い。

○就労状況別：「有職」と比べて「無職」の方が短い。

○入所前の主な収入源別：「就労による収入」及び「生活保護・年金等扶助」と比べて「なし」の方が短い。

○前刑出所事由別：「仮釈放」と比べて「満期釈放」の方が短い。

○前刑出所時の帰住先別：総じて、「雇い主のもと」、「親族のもと」と比べて「自宅(親族なし)」、「帰住先なし・不明」及び「福祉施設」の再犯期間が短い。

ウ 前刑時と対比した特徴

○罪名: 本刑と前刑が同一罪名である者の比率に関して入所受刑者総数と比較すると、詐欺及び強制わいせつ・同致死傷において比率が高い。

○住居: 前刑入所前も本刑入所前も「不定・浮浪」が 60.0% に上る。

(5) 特別調整の実施状況等 【第6表参照】

調査対象者のうち、特別調整の要件①～④（第2章第2節5項(2) 参照）を満たす者は 210 人（39.3%）で、このうち、特別調整の要件⑤（本人が希望していること）又は要件⑥（個人情報の提供同意）を満たさない者は 60 人（28.6%）に及ぶ。

第6表 特別調整の実施状況等

特別調整の区分	人員（構成比）
総数	535 (100.0)
特別調整の要件①～④該当	210 (39.3)
うち、本人希望なし・情報提供不同意	60 (11.2)
特別調整の要件非該当	325 (60.7)

注 2-3-6-1表参照。

4まとめ（課題と展望）

(1) 特別調整を中心とした生活環境の調整

知的障害受刑者の中で、本来であれば特別調整対象者として生活環境の調整を進めていくべきところ、本人が希望しないため要件を欠く場合や、福祉施設になじみにくいなどの理由により、相当数の者が通常の調整に移行していることが分かった。今後、更に調査を実施したり事例を集積したりするとともに、通常の調整に移行した者の出所後の成り行きを見るなどする必要があると考えられる。

(2) 知的障害の診断、CAPAS 能力検査値

CAPAS 能力検査値は、受刑者の知能をおおむね反映した結果であることがうかがえたが、特に高齢の知的障害受刑者の場合、実際の能力よりも相当低く出る傾向もうかがえた。そこで、特に高齢で知的障害が疑われる受刑者の場合、CAPAS 能力検査を実施した上で、可能な限り個別知能検査も実施し、知的障害に該当するか、認知症に該当するかなどを精査することが有効であると考えられる。

（3）知的障害受刑者に対する対応策

刑事施設において、知的障害受刑者に対する充実した再犯防止と社会復帰支援を行うに当たっては、現在の人的体制では脆弱と言わざるを得ない。

知的障害受刑者の再犯期間が短いことを考えると、知的障害受刑者に対する処遇を充実することにより、刑事施設再入率を低下させることにつながるものと思われる。処遇の充実を検討するに当たっては、本研究で取り上げた英国及びニュージーランドに限らず、さまざまな制度・施策に関する資料を収集することは、非常に有意義なことと考えられる。

研究部長 関 隆 男